

紫波町史編纂委員会編

紫波町史

第一卷

紫波町発行

校 監
閱 修

經
濟
學
博
士

森

嘉
兵
衛



発刊のことば

紫波町は有史以来、幾多の変遷を辿って今日に至ったのでありますが、その開発の歴史はきわめて古く、所謂古代社会においては北上川を中心に、陸奥地方開拓の拠点として重要な位置を占めておたとされております。その後時代の推移につれて、栄枯盛衰の歴史が繰返えされる中において常に陸奥地方における政治、経済、文化の中樞的役割を果たしてきたことも、史実を通して明らかにされている処であります。

従ってこれらの古い時代からの歴史を裏付ける、数多くの資料や史跡が各地に伝承されておりますが、これらの史実が時代の流と共に、次第に散逸したり埋没する傾向が甚だしくなってきました。そこでこの機会に、紫波町の歴史と祖先の遺した遺産を明確にし、長くこれを後世に伝える為に、昭和三十五年紫波町史編纂事業を計画したのであります。

以来編纂委員の手によって、各地に保存されている多くの資料の蒐集や、埋れた史跡の発掘等、幅広い調査がおこなわれ、更にこれらの資料について綿密な分析検討を加えて、史実の正鵠を期する為の努力をかさね、今回町史第一巻の発刊をみる事が出来たのであります。

本書は古代における、紫波地域を中心とした陸奥地方における政治、産業、文化の発生とその背

景、その後の推移の過程を解明し、我々の祖先が遠い昔の時代からこの地において、自熱的条件を克服し、幾多の人為的災害にもよく耐え、営々辛苦今日に至ったその道程とその間における、多くの貴重な遺産を明らかにしたのであります。従って本書は、紫波町の今後の町勢発展の基盤として重要な意義をもつものであり、同時に広く当地域の歴史に関心をよせられている方々の、好個の資料となることを確信するものであります。

本書の編纂にあたって、貴重な資料文献等を提供し御協力頂きました方々に対し、衷心より謝意を表します。又長年月に亘って撓ゆまない努力を傾け編纂の仕事にあたられました委員各位の御苦労と、岩手大学名誉教授森嘉兵衛先生の終始懇篤な御指導御援助並びに本書の印刷を担当されました川口印刷工業株式会社の御協力に対し茲に深甚なる感謝の意を表する次第であります。

昭和四十七年二月

紫波町長 福田 嘉一郎



序

紫波の歴史は、岩手の歴史の中心史であり、盛岡市史の前史でもある。紫波は岩手の歴史のピークにおいて、常に中心的役割を占めて来ていることは注目に値する。古代社会においては、その開拓を進めるための最後の拠点が紫波地方であったことは、ここがかつて蝦夷勢力の中心であったからである。延暦二十年坂上田村麻呂がここに志和城を築き、徳丹城を築き、志賀理和気神社を建てたのも、ここが中心だったからであり、陸奥一帯が開拓の視野に入ってきたことを示している。

安倍氏に代って藤原氏が平泉都市を建設すると、その一族俊衡を補任して比爪氏を称し、香り高い宗教都市を建設したのも、ここが藤原政権北辺を支配する要衝であったことを示している。

それは建武中興に当って、陸奥国が親王任国となり、武家支配からの切断が行はれると、それに反対した足利尊氏が中先代の反乱の直後、斯波家長を「奥州管領」に任じて、斯波館に住し、武家支配の継ぎ目にしたのも、ここが如何に重要な位置を占めていたかを示すものである。この一見棄石のな一石が強靱に活躍し、北奥の雄南部氏の活躍を封じ、遂に南朝の生命とりになったことを思えば、その重要性は自ら明らかである。それは志和稻荷が陸奥全体の信仰を集めていることにも反映している。

戦国期に入って、陸奥国の支配は紫波の支配如何にかかっていた。端的に言えば南部と和賀・稗貫との勢力争は紫波の支配如何にかかっていた。紫波にして人を得れば両者を牛耳るに充分であった。しかるに紫波を牛耳ったの

は斯波氏でもなければ稗貫氏・和賀氏でもなく、南部氏であったところに、陸奥支配の拠点が斯波の北辺不來方の地となったのである。それは稗貫・和賀氏の没落、南部の台頭の歴史を表象するものであった。そして南部氏の発展は紫波一帯の開発如何にあった。それは紫波はその要めにあったが、要めになる人を欠いていたための転開である。

南部氏が不來方城下の建設を決定したのは、紫波郡一帯の水田化、当時の最高の開発が可能だったからである。近世期を通じて、盛岡が、南部藩の水田と畑作との境界にあったことを思えば、その意義は極めて重大である。それ故に近江財閥はここに根拠をおき、幕府もここに着目して、その一部を八戸藩に属せしめて、支配を分轄し、八戸藩独立に一役かわせる政策をとったのである。

今紫波は盛岡市広域都市圏の近代化の必須条件となっている。盛岡市それ自体の開発はすでに行詰っている。それは紫波を広域都市圏として開発することによって、岩手のセンターたらんとしている。岩手の開発センターが紫波を中心として南下しないで、一たん盛岡に北上したのは、近世初期の南部氏の南下に拠るが、その南下の指向性は、今盛岡市の広域都市政策に現わされている。それは紫波の歴史的意义であると共に、現代の地理的論理である。かくの如き時点において、紫波町の歴史は何を教えようとしているだろうか。ここに編述された紫波の歴史は、最近見られる町村史としては稀に見る精選されたる史書であり、通史である。資料をよく消化し、資料は資料として整備しながら、日本の歴史の鏡をあて、紫波地方史の史的意義を克明に浮彫りした名作であるといつて過褒ではなく、それは紫波町史編纂委員会、ことにその直接の筆をとった佐藤正雄氏の苦心識見によるものであり、安心して広く江湖にすいせんし得るものである。



編纂のこころ

みちのくのここに、母なる川と大地とがある。その北上谷の沃野よちやにひらけたふるさと紫波町——ここにも、また悠久なる歴史の流れがあった。それが、いま、史書に編まれて人々の心に語りかけようとしている。それでは、この紫波町史はどのような心によって編纂さんされたのであるうか。本史を世に送るに当たって、この点を明らかにしておくことは、直接筆を執ったわたくしの責務であるように思う。その骨子とするところは、およそ次の三点であった。

第一は、郷土のもつ歴史の普遍性と特殊性を総合的に解明しようと思図したことである。なぜならば、郷土史といえども、それは日本史のわく内での存在であり、その内部には、郷土の体質から生じた歴史の個性と合わせて日本史的な一般性をも抱きかかっているからである。つまり、郷土史とは、普遍と特殊の二面的な属性をもつ概念なのである。それゆえ、本史においては、日本史的視野の上に立ってその両面を総合的に究明すると共に、その対比において郷土のもつ歴史的個性を一層鮮明なものにしようとはかった。

第二は、具体的な事実を照らしながら、歴史の流れを展開させようと企図したことである。なぜならば、歴史は抽象ではなくして具体的な実在であるからである。つまり、郷土の歴史を知るといふことは、具体的実在である歴史的事実を知るといふことであり、それを通して歴史の流れを認識するといふことなのである。それゆえ、本史においては、具体的な事例を多分にとりいれると共に、数量化を適當とするものだけ表として掲げることによって、この意図が実際に可能となったのは、近世以降になってからのことである。資料の制約が

らである。従って、紫波町史が本格的に展開されるのは、近世からということになる。

第三は、「読みやすい通史」をめざしたことである。町民のための町史を本旨としたからである。そのため、通史編と資料編を分けて構成し、通史中には原文の挿入や引用を極力さけて読書抵抗の軽減をはかると共に、文章表現もできるだけ平易化に努めた。しかしながら、これは、幾つかの矛盾にあって意のままにはならなかった。根本史料を欠いて史実が不鮮明な事項については、必要に応じて学術的な考察を加えざるを得なかったし、また、具体性を重視したところから、人名や地名や数字の羅列⁶ないしは図表の過多をもたらすという反面もあって、逆行的に抵抗を生む結果となった。第二巻においては、特にこの点の調和に留意したいと思う。

本史の編纂に着手してから、既にして十年の歳月が経過してしまった。思えば長い道程ではあったが、完結までにはなお数年を要するであろうことを思うと、いまさらのように筆者の力の至らざるを恥じるのみである。しかし、それであっても、ようやく第一巻の発刊をみるに至ったことは、郷土の子として、学究的な喜びはこれに過ぎるものがない。これもひとえに、編纂委員を初めとする関係者諸兄並びに資料提供者各位のご協力の賜物であることを銘記したい。また、終始ご懇篤なるご指導とご助言を賜わった恩師森嘉兵衛博士の学恩と、筆者と密着しながら裏方的な役割りを果たされた先輩石杜勇次郎氏のご努力を多として特筆したい。ここに、改めて、衷心から謝意を表する次第である。

この事業の過程において、昭和四十二年八月十九日には、資料収集の途次不測の交通事故にあい、右脚骨折で全治五カ月の重傷を負うたが、いまだはこれも記念的な思い出となった。

昭和四十七年一月二十日

紫波町史編纂委員（執筆担当）

佐藤正雄

凡 例

一、本史の時代区分は、大別して先史時代・古代・中世・近世・近代・現代の六とし、さらに先史時代を文化の変遷によって縄文時代・弥生時代・古墳時代に三分したが、古代と中世については、郷土独自の時代設定を行なってそれぞれを幾つかの時代に区分した。すなわち、郷土の開拓期や支配権力の所在を主題として、古代は開拓時代・安部氏時代・清原氏時代・樋爪氏時代の四つに区分し、中世は河村・斯波氏時代と斯波氏時代に二分した。また、近世は別に南部藩政時代とも称した。

一、叙述の構成については、まず時代の冒頭においてその時代のあら筋と特色を概観し、それを主軸としながら、以下項目を追うて各論的に展開していく方式をとった。

一、特殊な用語や当用漢字以外の漢字には、つとめてふりがなを付したが、二度目以降においてはこれを省略したものも少なくない。また、活用語を含む複合詞であっても、慣用が固定していると認められる語については、「覚書き」「覚書」のように送りがなの一部または全部を省略した。ただし、すべてが表記の基準に従ったわけではなく、筆者の主観によるものも少なくない。

一、年代表示は日本年号によったが、その下に（ ）を付して西紀を併記することにとめた。また、書名は『 』でくくり、引用文は「 」でくくって表示した。

一、度量衡の単位は、その時代の慣行を本位とし、尺貫法については一部をメートル法に換算して併記した。

一、本史の執筆と編集は編纂委員の佐藤正雄が担当した。また、校正には佐藤正雄と石杜雄次郎が当たり、写真撮影には主として吉田定吉が当たった。

紫波町史目次

第一編 先史時代

第一章 縄文時代……………四

第一節 縄文式土器の概要……………四

第二節 紫波町内の縄文遺跡……………六

一、西部地区の縄文遺跡……………七

二、中部地区の縄文遺跡……………八

三、東部地区の縄文遺跡……………八

第三節 生活の概要……………一二

第二章 弥生時代……………一四

第一節 弥生式土器の概要……………一四

第二節 紫波町内の弥生式遺跡……………一五

第三節 生活の概要……………一七

第三章 古墳時代……………一八

第一節 古墳文化の概要……………一八

第二節 紫波町内の古墳文化遺跡……………二〇

一、古墳遺跡(推定)……………二〇

二、土師器・須恵器遺跡……………二二

三、焼窯遺跡……………二五

四、鉄刀類……………二六

第三節 生活の概要……………二七

第二編 古代

第一章 開拓時代……………三三

第一節 蝦夷勢力の増大……………三五

考察 続日本紀の志波村の所在について……………三六

第二節 征夷事業の推進……………三八

一、延暦八年の征討……………三九

二、延暦十三年の征討……………四〇

三、延暦二十年の征討	四二	第二章 安倍氏時代	一〇五
第三節 志波城の築造	四三	第一節 安倍氏勢力の成立	一〇六
考察 志波城の擬定地について	四五	第二節 安倍氏の奥六郡支配	一一〇
第四節 交通路の整備	五二	第三節 志波郡の支配状況	一一一
考察 開拓期における胆沢と志波の 連絡路と駅家の位置について	五三	第四節 安倍氏の没落	一一四
第五節 開拓態勢の強化	六三	第五節 産業と文化の概要	一一七
第六節 斯波郡の設置	六四	第三章 清原氏時代	一一九
考察 和賀・稗縫・斯波三郡の権郡説と 廃郡説について	六六	第四章 樋爪氏時代	一二二
第七節 志波城の移転	七六	第一節 平泉藤原氏の勢力と文化	一二二
第八節 蝦夷の動向	八〇	第二節 樋爪氏の支配状況	一二四
第九節 中央文化の伝播	八四	一、樋爪氏の系譜	一二五
一、志賀理和氣神社の奉斎	八四	二、樋爪氏の創立事情	一二七
二、仏教文化の浸透	八六	三、樋爪館の位置	一三〇
考察 志賀理和氣神の祖型神について	八七	四、樋爪氏の所領と一族の分布	一三四
考察 高水寺の創立年代について	九三	第三節 樋爪氏の没落	一三七
第十節 開拓の進展	一〇一	一、平泉藤原氏の滅亡	一三七
		二、鎌倉軍の陣ガ岡宿營	一三九

- 三、樋爪一族の投降……………一四二
- 四、樋爪一族の末路……………一四三
- 第四節 集落と交通……………一四九
- 第五節 産業の概要……………一五〇
- 第六節 文化の概要……………一五一
- 考察 新山寺と白山権現社の創建について……………一五四

第三編 中 世

第一章 河村・斯波氏時代……………一六三

- 第一節 河村氏の領知……………一六三
 - 一、河村氏の所領……………一六三
 - 二、河村氏の来住と一族の分布……………一六五
- 第二節 斯波氏の領知……………一六八
- 第三節 河村氏と斯波氏の抗争……………一七一
 - 一、斯波家長と北畠顯家の対立……………一七二
 - 二、家長の戦死……………一七四
 - 三、河村一族の動向……………一七四

第四節 斯波氏の定住……………一七九

第五節 河村氏の衰微……………一八二

第六節 仏教文化の発展……………一八三

- 一、寺院の創立……………一八三
 - 1、石森山本誓寺……………一八三
 - 2、大莊嚴寺……………一八三
 - 3、妙音寺と安徳寺……………一八三
 - 4、広泉寺……………一八三
 - 5、古町山薬師堂……………一八三
- 二、新興仏教への転宗……………一九〇
- 三、建碑思想の流行……………一九〇
 - 1、石卒都婆……………一九〇
 - 2、五輪塔……………一九〇

第二章 斯波氏時代……………一九八

- 第一節 斯波氏の動向……………一九八
 - 一、斯波氏の系譜……………一九八
 - 二、斯波御所……………二〇二
 - 三、和賀氏への加勢……………二〇四
 - 四、南部氏との抗争……………二〇五
 - 五、南部氏との和解……………二〇八
- 第二節 斯波氏の没落……………二一〇
- 第三節 社会の概要……………二一四

一、村落構造……………二二四

二、支配構造……………二二七

三、斯波家臣団の構造……………二二九

四、城下町の成立……………二三四

第四節 経済の概要……………二二六

一、水田開発の進展……………二二六

二、定期市の発達……………二二九

第五節 文化の概要……………二三〇

一、新寺院の創立

1、青竜山広沢寺……………2、愛宕山行岩寺

3、稲荷山源勝寺……………4、法広山正音寺

5、長享山真乗寺……………6、近城山長徳寺

7、円明山常光寺……………8、養竜山高金寺

9、鶯声山隠里寺……………10、蓮台山極楽寺

11、光明山来迎寺……………12、満室山瑞泉寺

13、長亀山願円寺……………14、石森山本誓寺

15、石森山弘願院……………16、久保山長岩寺

17、米野山広福寺……………18、阿吽山覚王寺

19、吉水山清浄院

二、修験道院坊の創立……………二三九

三、念仏劍舞の伝播……………二四三

四、神社信仰の高揚……………二四三

1、鎮守社の建立……………2、斯波氏の稲荷信仰

第四編 近世

第一章 時代の概観……………二四七

第一節 前期……………二四九

一、斯波郡の置き……………二四九

1、旧斯波家臣の処置

2、郡山城代の設置と中野氏

3、郡名表示の改定

二、志和郡の南部領編入……………二五四

三、九戸の乱に志和武士の従軍……………二五七

四、諸城の破却……………二五七

五、占領地の残党一揆……………二六一

六、南部氏の郡山城居住……………二六二

七、交通路の整備と郡山町の発達……………二六三

八、東部金山の隆盛……………二六四

九、宗教基盤の成立……………二六五

十、八戸藩志和通の成立……………二六七

十一、郡山城の廃止……………二七〇

第二節 中期

一、新田開発と溜池の建設……………二七二

二、領外商人の来住と商業の発達……………二七四

三、大飢饉の発生と人口の停滞……………二七五

四、農村内部の階層変化……………二七六

五、新しい民間信仰の勃興……………二七七

第三節 後期……………二七九

第二章 支配構造

第一節 行政組織……………二八六

第一 行政区画……………二八六

一、代官区の成立と変遷……………二八六

二、行政村の成立と変遷……………二九〇

三、村の支配別構造とその変遷……………二九五

第二 行政担当者……………三二二

一、城代……………三二二

1、歴代の城代

2、城代の職掌

二、代官所役人……………三二〇

(1)、役所の所在

(2)、代官所の職員組織

(3)、役人の実態(1、代官 2、下役

3、物書 4、帳付 5、同心 6、

目明 7、定番)

三、各種地方役人……………三四〇

1、郡山御町奉行 2、御蔵奉行

3、御山奉行 4、金山奉行

5、御境奉行 6、植立奉行

7、俵仕奉行・積立奉行

8、御鳥見

四、郷村役人……………三四八

(1)、村役人(1、肝煎 2、老名

3、組頭 4、古人 5、小走)

(2)、町役人(1、検断 2、宿老)

(3)、知行所役人

(4)、その他の諸役(1、馬肝入

2、船肝入 3、堰守 4、御用

屋敷守 5、厩守 6、蔵宿)

第二節 租税制度……………三七七

第一 土地調査(検地)……………三七七

第二 年貢の徴収方法……………三八七

第三 租税構造……………三九五

一、藩 税……………三九七

1、年貢 2、三役料米 3、買上米

4、御役立品 5、御定役金銭

6、夫伝馬役 7、營業税(イ金山

運上金) 造酒屋御礼金銭 八質屋

御礼金銭) 8、臨時税 9、賃上金

二、代官区税(郷税)……………四三六

1、諸番米 2、御役屋郷役銭

三、村 税……………四四〇

1、給米と宿米 2、御村郷役銭

第三章 社会構造……………四五一

第一節 村の構造……………四六七

第一 村の規模……………四五一

第二 集落構造……………四五二

第三 集団構造……………四五六

一、五人組……………四六七

二、小高組(百石組)……………四六八

三、寺 組……………四七〇

四、職人組……………四七一

五、用水組……………四七一

六、普請組……………四七四

七、無尽講……………四七五

八、信仰講……………四七六

九、その他……………四七六

第四 階層構成……………四七七

第五 生活規制……………四八五

一、外部規制(領主法)……………四八五

1、幕府の規制 2、藩の規制

3、知行主規制

二、内部規制(村法)……………四八九

第二節 郡山三町の構造……………四九三

第三節 戸口構造……………五〇一

第四章 産業構造……………五一八

第一節 農業生産……………五一八

第一 耕地の状況……………五一八

一、耕地の構造	五一八	(3)、維持及び管理の方法	
二、耕地の開発	五二九	(1)、本流の維持管理	2、堰
三、耕地の移動	五三八	の維持管理)	
四、耕地の貸借	五五〇	(4)、用水不足への対応	
第二 労働力の状況	五五五	B、その他水系の水利慣行	六〇五
一、家族労働力	五五五	第四 農馬と草刈場の状況	六一一
二、雇用労働力	五五八	一、農馬の所有状況	六一一
三、交換労働力	五六八	二、草刈場	六一七
第三、農業用水の状況	五六九	第五 農具の状況	六二四
一、農業用水の形態と分布	五七〇	1、地造り用具	2、育成用農具
二、農業用水の開発	五七六	3、収穫用農具	4、脱穀用農具
1、滝名川の新堰禁止		5、調製用農具	6、運搬用農具
2、東部地区の用水開発		第六 生産の状況	六三〇
3、西部地区の溜池建設		一、稲作	六三〇
三、用水源の涵養	五八四	1、品種	2、肥料
四、水利慣行	五八六	と慣習	4、脱穀・調製
A、滝名川水系の水利慣行	五八六	二、畑作	六三六
(1)、基本原則の成文化		三、果樹	六三七
(2)、水利慣行の固定化		四、イグサ	六三七
(1)、分水の慣行		2、番水の	
3、特権的水利慣行)		第七 経営の状況	六三八
		一、単位面積当たり生産量	六三八

二、必要経費	六四二	第三 民間の植林事業	六八九
三、穀物相場	六四四	第四 木材利用の概要	七〇四
第二節 馬匹生産	六四九	一、普請用材	七〇四
第一 馬事制度	六四九	二、薪炭材	七〇八
一、馬改めの制度	六四九	三、農業用材	七〇九
二、父馬の払下げ	六五二	第五 木材の他領移出	七〇九
三、他領移出の制度	六五三	第四節 鉱業生産	七一五
四、馬籍の届出制	六五四	第一 産金	七一五
五、馬市の制度	六五五	一、金山の開発状況	七一五
六、博労の鑑札制	六五八	二、金山の支配形態	七一九
第二 馬匹生産力	六六〇	1、直山 2、請山	七一六
第三 志和馬市の取引状況	六六五	三、諸金山の経営概況	七一八
第三節 林業生産	六七一	1、朴木金山 2、僧ヶ沢金山	七一八
第一 林政の概要	六七一	3、平栗金山 4、赤沢中金山	七一八
第二 山林構造	六七二	5、釜ヶ沢金山 6、繋金山	七一八
1、留山 2、札山 3、取分山	六七二	7、舟久保金山 8、女牛金山	七一八
4、忠信山 5、水ノ目山	六七二	9、矢柄金山 10、香番金山	七一八
6、飲料山 7、見守山 8、鷹野林	六七二	11、その他の金山 12、砂金採取	七一八
9、寺社林 10、居久根林 11、村持山	六七二	四、産金技術	七二六
12、高ノ目林 13、百姓持山	六七二	五、労務組織	七二七
		第二 その他の鉱産	七二八

第五節 工業生産……………七二九

第一 酒造業……………七二九

一、領内酒造業の概観……………七二九

二、南部藩の酒造政策……………七三三

1、造酒株制度

2、酒造統制

3、価格統制

三、造酒屋の変遷……………七四四

(1)、日詰町の造酒屋（1、甚五左衛門

門酒屋 2、桜屋善四郎 3、井筒

屋権右衛門 4、藤尾善八酒屋

5、与兵衛酒屋 6、久保田屋権十郎

7、小桜屋庄太郎 8、高島屋善九郎

9、近江屋新之助 10、その他

(2)、二日町・下町の造酒屋（1、九郎次

酒屋 2、和賀屋久兵衛 3、助十

郎酒屋 4、近江屋佐兵衛

(3)、佐比内の造酒屋（1、北村三右衛門

2、和泉屋市十郎）

(4)、八戸藩志和通の造酒屋（1、近江屋

権兵衛 2、片寄村大木八右衛門

3、片寄村専右衛門 4、片寄村長助

5、片寄村堀籠勘右衛門）

四、清酒の醸造技術……………七六六

(1)、甑の製造（1、辛甑 2、菩提甑）

(2)、膠の製造

(3)、搾揚

五、収益性の実態……………七六八

六、清酒の江戸移出……………七七〇

七、南部出稼ぎ杜氏の発祥……………七七八

第二 其他の工業……………七八四

一、麴製造業……………七八五

二、味噌・醬酒醸造業……………七八七

三、大工……………七八九

四、鍛冶屋……………七九一

五、その他の職人……………七九二

第五章 流通構造……………七九八

第一節 商業機構……………七九八

第一 商業活動の変遷……………七九八

一、郡山三町……………七九八

二、上平沢村川原町……………八〇五

三、佐比内村横町	八〇六	1、倉庫業の経営	
第二 村井・小野一族の商業活動	八〇七	2、代理業の経営	
一、一族の系譜と事績	八〇七	3、宿屋の経営	
1、志和近江屋権兵衛		第二節 金融構造	八九八
2、郡山井筒屋権右衛門		第一 無尽金融の構造	八九九
3、郡山柳屋新右衛門		一、頼まれ無尽	九〇〇
4、郡山井筒屋彦兵衛		二、取逃無尽	九〇八
二、同族の内和結合	八二四	三、富 籤	九一一
三、商業経営組織	八二六	四、信仰講無尽	九一三
1、京本店 2、郡山出店 3、別家		五、無尽担保金融	九一四
四、取扱商品と仕入業務	八三九	第二 質屋の構造	九一四
五、販売業務と勘定目録	八四六	一、質屋行政の概要	九一五
六、資産の造成	八六五	二、質屋経営の実態	九一六
七、上平沢近江屋の利権	八六七	第六章 交通機関	九二二
八、郡山井筒屋の追放事件	八六九	第一節 陸上交通	九二二
第三 郡山美濃屋の商業活動	八七三	第一 陸路の整備	九二二
一、系譜と事績	八七三	一、奥州街道の整備	九二二
二、商業経営と資産の造成	八七八	二、東街道の整備	九二九
第四 郡山伊勢屋の商業活動	八八六	三、稻荷街道の開削	九二九
一、系譜と事績	八八六	四、承慶橋の架設と新東街道の開削	九三二
二、商業経営	八八七		

五、その他の支線道路……………九三六

第二 宿駅の設置……………九四〇

第三 道中定目の制定……………九四三

第二章 北上川の河川交通……………九四六

第七章 文化構造……………九五二

第一節 宗 教……………九五二

第一 宗教政策と寺社の動向……………九五二

一、有名寺院の盛岡移転……………九五二

二、有名寺社の優遇策……………九五四

1、広福寺 2、源勝寺

3、志和稲荷社 4、志和古稲荷社

5、遍照寺 6、志和八幡社

7、新山寺 8、大庄殿寺

9、牛頭天王社 10、熊野権現社

11、白山社 12、沢口観音堂

13、鳳仙寺 14、愛宕社

15、高水寺 16、堤島弁財天社

17、本誓寺 18、五郎沼観音堂

三、寺社支配の機構……………九六〇

四、禁教政策と檀家制度の確立……………九六四

第二 寺社の情勢……………九六六

一、寺社の創立……………九六六

(1) 寺庵の創立(1、勝源院 2、

光円寺 3、善念寺 4、江岸寺

5、称名寺 6、能勝寺 7、欣

求庵 8、幡竜寺 9、永光寺

10、鳳仙寺 11、誓国寺 12、正

蓮寺 13、庚申庵 14、感通庵

15、地藏庵 16、蒲沢庵 17、行

蓮社 18、片山寺 19、念仏堂

20、清浄海

(2) 社堂の創立(1、沢口観音堂

2、堤島弁財天社)

二、志賀理和気神社等の再興……………九七二

三、寺院の移転……………九七八

四、寺庵の分布と檀那寺構成……………九八〇

五、社堂の状況……………九八九

六、修験道院坊の創立……………九九九

第三 宗教活動と民間信仰……………一〇〇一

一、修験寺社の宗教活動……………一〇〇一

二、仏教寺院の宗教活動……………一〇〇七

三、供養碑中心の民間信仰	一〇一一
四、かくし念仏の布教	一〇一七
五、お内仏の信仰	一〇三三
六、当国三十三所の巡礼	一〇三九
七、南部藩主の稻荷信仰	一〇四四

第二節 学 芸

一、医学	一〇五一
二、獣医学	一〇六一
三、俳諧	一〇六二
四、算学	一〇六四
五、植物学	一〇六七
六、絵画	一〇七一

第三節 武 芸

一、剣術	一〇七三
二、棒術	一〇七五
三、縄術	一〇七六

第四節 芸 能

一、念仏剣舞	一〇七七
二、田植踊	一〇七九
三、大神楽	一〇八〇

四、鹿踊	一〇八〇
五、神楽	一〇八一

第五節 相撲	一〇八三
--------	------

第六節 教 育	一〇八四
---------	------

第八章 社会問題

第一節 斯波氏残党の一揆	一〇九九
--------------	------

第二節 キリンタンの弾圧	一一〇一
--------------	------

第三節 滝名川の水論	一一〇八
------------	------

一、天保四年の水論	一一一二
二、天保十一年の水論	一一一八
三、慶応元年の水論	一一二〇

第四節 入会地の紛争

一、稗貫郡好地野の紛争	一一二四
二、和味村和味野の紛争	一一二五
三、稗貫郡大瀬川村上平野の紛争	一一二六
四、上土館村山王海山の紛争	一一二六
五、上松本村沢内日向山の紛争	一一三三
六、上土館村黒森山の紛争	一一三七

七、下佐比内村水上山等の紛争……………一一三八

八、平沢村花抜川原の紛争……………一一三九

九、桜町村野沢野の紛争……………一一三九

十、大巻村黒石山・大巻山の紛争……………一一四〇

第五節 凶作と飢饉……………一一四二

一、南部領における凶作と飢饉の概況……………一一四三

二、当地域における凶作と飢饉の状況……………一一四九

1、気候の状況

2、減収の状況

3、飢饉の状況

三、凶作と飢饉の影響……………一一六五

1、窮民の増加

2、諸騒動の激発

四、凶作と飢饉の対策……………一一六九

(A) 藩当局の対策(1、米価調
整策 2、窮民救済事業

3、金融政策 4、農業政策)

(B) 庶民の対策(1、備荒貯穀

2、富豪の窮民救済)

第六節 百姓一揆……………一一七九

第一 南部藩における百姓一揆の概況……………一一七九

第二 郡山地方における百姓一揆……………一一八三

一、寛文七年の減税要求一揆……………一一八五

二、延宝三年の米価引上げ要求一揆……………一一八五

三、元禄五年の減税要求一揆……………一一八五

四、正徳元年の減税要求一揆……………一一八六

五、享保十六年の新税反対一揆……………一一八六

六、宝暦四年の上納延期歎願一揆……………一一八八

七、明和元年の一石一步役反対一揆……………一一八八

八、寛政七年の重税等反対一揆……………一一八八

九、文化十年の込米減量要求一揆……………一一九一

一〇、文政年間の一揆……………一一九三

一一、天保七八年の重税反対等一揆……………一一九三

一二、弘化三年の名主取立て反対一揆……………一一九七

一三、弘化四年の重税反対一揆……………一一九七

一四、嘉永六年の郡山役人排撃一揆……………一一九七

一五、慶応二年の重税反対一揆……………一一九八

一六、明治二年の転封撤回歎願一揆……………一一九九

一七、明治二年の郡山役人排撃一揆……………一二〇〇

第七節 火 災……………一二〇一